第１章　援護業務組織の変遷

【国の引揚援護機関等】

日本政府は、昭和２０年８月１５日に終戦対策処理委員会を設置し、外地から内地への帰還について協議を重ね、その方策の検討に着手した。

８月３０日、次官会議において「外地（樺太を含む。）及び外国在留邦人引揚者応急措置要綱」が決定され、引揚者に対する具体的援護措置が示された。

その後、引揚に関して陸軍、海軍、一般住民等それぞれ所管庁が異なることから、１０月１２日には、ＧＨＱから「統一ある中央機関を設置し単一組織によつて運営すること」と命ぜられ、１０月１８日に厚生省が「引揚に関する中央責任官庁」と決定された。

１１月には、厚生省社会局に「引揚援護課」が設けられ、同課は引揚援護業務と地方引揚援護局を統括することになった。

また、帰還者の上陸港においては、昭和２０年９月には舞鶴港など主要港に「引揚民事務所」が設置され、その後、その後身あるいは関連で地方引揚局が誕生し、海外の受入援護のほか、在日外国人の送還に当たった。

急速な引揚事務の増大により、引揚機構の拡充整備が必至となり、従来の引揚援護課を一挙に援護局、医務局の２局を抱える外局として昇格させ「引揚援護院」が誕生した。

一方、旧陸海軍省は昭和２１年６月に復員庁としてひとつになった。そして陸軍関係は第１復員局、海軍関係は第２復員局となり、復員業務、状況不明者調査業務等を所管することとなった。

その後、昭和２２年の復員庁の廃止とともに、復員局は厚生省に吸収され、引揚援護院と復員局が統合され、昭和２３年５月に厚生省の外局として引揚援護庁が誕生し、すべての引揚援護に関する業務を処理することとなった。

その後、昭和２６年のサンフランシスコ平和条約の調印を契機として戦傷病者戦没者遺族の処遇問題が取り上げられ、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する準備を進めるため、引揚援護庁に「審議室」が設置された。

そして、昭和２７年の同法成立により、戦傷病者、戦没者遺族等の援護業務が活動を開始したのであった。

その後、昭和２９年４月には、引揚業務の進捗等により引揚援護庁は厚生省の内局とし

ての引揚援護局となった。

また、最後まで唯一の集団引揚の受け入れ港として活動を続けた舞鶴地方引揚援護局も、昭和３３年１１月にその幕を閉じた。

さらに引揚の進捗と新規業務の増加等により厚生省「引揚援護局」は昭和３６年６月に厚生省「援護局」と改称された。

そして、平成４年７月に当時の社会局と合体として厚生省「社会・援護局」となり、現在に至っている。

【沖縄の引揚援護機関等】

沖縄においては、当初、帰還は停止されていたが、昭和２１年半ば頃から疎開者等の帰還が続々始まった。

当時の新聞によると、その第一陣は、昭和２１年７月に現中城村久場崎に上陸し、軍政府副長官や志喜屋沖縄民政府知事が出迎えたとある。

ところで、行政分離下の沖縄にあっては、昭和２７年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の公布と同時に同法が適用されることはなかった。

そこで日本政府は、昭和２７年６月に総理府の沖縄現地機関として「那覇日本政府南方連絡事務所」（初代今城登所長）を設置し、援護法の請求について米国民政府と折衝を続けた。その結果、翌昭和２８年４月から援護法の適用が承認され、事務開始の運びとなったのである。

一方、琉球政府でも、昭和２８年４月に援護法適用に伴う事務開始に備えて社会局に援護課が新設された。国場瑞星課長以下、庶務係３名、援護係６名、復員係２名、恩給係３名、在外資産係１名、総勢１６名の陣容で事務に当たることになった。

その後、引揚援護事務等の増大に伴い、援護課職員の増が図られ、昭和４７年１月の時点で課長以下定員４１名、常勤的非常勤６名、計４７名の大所帯となった。そして、各市町村へは政府補助（一部補助）により援護担当職員８５名を設置し、事務の促進を図ってきた。

なお、平成７年４月１日現在は課長以下、課長補佐２名、管理係５名、恩給係４名、援護係４名、特別援護係５名、嘱託の援護事務相談員３名で総勢２４名となっている。

なお、複雑化する援護法制の円滑な施行等に資するため昭和３３年には「戦傷病者相談員」制度が設けられ、昭和４５年には「戦没者遺族相談員」制度が設けられた。

これは、地域社会から信望があり、遺族の相談相手となり得る民間の方に厚生大臣が委

託し、戦傷病者や戦没者の遺族への指導助言をさせるために設置されたものである。

また、歴代の援護事務担当部局の幹部は次の表の通りである。

歴代援護事務担当部局及び部課長等

年	部局	局長、部長	次　長	援護課長	係　　名
昭和27	厚　生　局	照屋　善助			
28	社　会　局	照屋　善助		国場　瑞星	庶務、援護、復員、恩給、在外資産
29	社　会　局	山川　泰邦	山城　篤俊	島袋　慶輔	〃
30	社　会　局	山川　泰邦	山城　篤俊	来間　泰邑	〃
31	社　会　局	山川　泰邦	山城　篤俊	来間　泰邑	〃
32	社　会　局	山川　泰邦	原　　実 武富　良松	仲地　仁正	〃
33	社　会　局	伊豆味元俊	真壁　仁 武富　良松	仲地　仁正	庶務、援護、恩給、給与、調査
34	社　会　局	伊豆味元俊	真壁　仁 武富　良松	仲地　仁正	〃
35	社　会　局	大田　昌知	川満　彦一 久手堅憲睦	仲地　仁正	〃
36	社　会　局	大田　昌知	川満　彦一 山川　宗英	粟国　安栄	〃
37	厚　生　局	金城　増明	石垣　賢忠 照屋　寛善	粟国　安栄	〃
38	厚　生　局	東江　誠忠	原　　実 中山　兼順	粟国　安栄	〃
39	厚　生　局	東江　誠忠	原　　実 中山　兼順	粟国　安栄	〃
40	厚　生　局	東江　誠忠	真壁　仁 中山　兼順	粟国　安栄	業務、援護、恩給、給与、調査

年	部局	局長、部長	次　長	援護課長	係　　名
41	厚　生　局	山川　宗英		大田　金造	〃
42	厚　生　局	山川　宗英		大田　金造	〃
43	厚　生　局	儀間　文彰		大田　金造	〃
44	厚　生　局	山川　文雄		大田　金造	〃
45	厚　生　局	山川　文雄		大田　金造	〃
46	厚　生　局	山川　文雄		大田　金造	〃
47	厚　生　部	平安　常実		大田　金造	業務、援護、恩給、霊域管理、調査
48	厚　生　部	平安　常実	伊波　茂雄	城田　世達	援護、恩給、特別援護、霊域管理
49	生活福祉部	平安　常実	仲宗根哲男	山城　清菊	〃
50	生活福祉部	吉本　嘉正	仲宗根哲男 新垣　雄久	西村　正次	〃
51	生活福祉部	大　島　　修	仲宗根哲男 新垣　雄久	西村　正次	〃
52	生活福祉部	大　島　　修	新垣　雄久 知花　繁行	西村　正次	〃
53	生活福祉部	新垣　雄久	宮城　常敏 宮城　栄雄	辺土名朝秀	〃
54	生活福祉部	新垣　雄久	宮城　常敏 宮城　栄雄	与那嶺敏光	〃
55	生活福祉部	平良　正夫	仲座　京徳 宮城　栄雄	与那嶺敏光	〃
56	生活福祉部	平良　正夫	仲座　京徳 儀間　常盛	与那嶺敏光	〃
57	生活福祉部	平良　正夫	仲座　京徳 儀間　常盛	神里　常男	〃
58	生活福祉部	平良　正夫	西表　孫称 儀間　常盛	神里　常男	〃

年	部局	局長、部長	次　長	援護課長	係　　名
59	生活福祉部	金城　祐俊	西表　孫称 砂川　栄正	神里　常男	〃
60	生活福祉部	金城　祐俊	西表　孫称 東江　隆一	玉城　寛勇	〃
61	生活福祉部	金城　祐俊	伊芸　岩雄 東江　隆一	玉城　寛勇	管理、援護、恩給、特別援護
62	生活福祉部	平敷　昌一	伊芸　岩雄 東江　隆一	玉城　寛勇	〃
63	生活福祉部	平敷　昌一	伊芸　岩雄 伊敷　亀栄	町田　宗徳	〃
平成1	生活福祉部	大城　清吉	伊敷　亀栄 玉城　定典	町田　宗徳	〃
2	生活福祉部	大城　清吉	伊敷　亀栄 長嶺　義光	島袋　清信	〃
3	生活福祉部	山里　　明	大城　純亀 大城　芳枝	島袋　清信	〃
4	生活福祉部	山里　　明	大城　純亀 大城　芳枝	仲里　全禎	〃
5	生活福祉部	花城　可長	安里　和子 渡口　武正	仲里　全禎	〃
6	生活福祉部	花城　可長	渡口　武正 長嶺　良造	仲里　正義	〃
7	生活福祉部	安里　和子	新垣　富男 長嶺　良造	仲里　正義	〃